

公 募 要 領

(企画競争・総合評価落札方式)

日本貿易振興機構（ジェトロ）は外国企業誘致の中核機関として位置づけられており、新規案件発掘に向けた積極的な活動が求められている。台湾は対日投資促進の観点でも我が国にとって引き続き重要なパートナーである。ついては、台湾企業の対日投資の一層の促進を通じ、日台企業のアライアンスを強化すべく、台湾において日本への投資可能性が高い企業の発掘業務を次のとおり公示します。

1. 調達内容

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 公示日 | 2025年7月9日 |
| (2) 案件名及び数量 | 台湾における対日投資案件発掘業務一式 |
| (3) 案件の内容等 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から2026年3月16日まで |
| (5) 履行場所 | 仕様書のとおり |
| (6) 入札保証金及び契約保証金 | 免除 |

2. 応募者に求められる義務等

(1) 提出物

応募者は、次の＜提出物一覧＞にて定める書類を、期限までに提出しなければならない。

＜提出物一覧＞

- | | |
|-------------|----|
| ①入札書および入札明細 | 1部 |
| ②提案書 | 1部 |
| ③評価項目一覧 | 1部 |

(2) 提出物の受領期限

2025年7月22日（火） 17時00分

(3) 提出方法・提出先

入札者は、上記2.（1）の提出物を以下のメールアドレスに電子データで提出すること。

＜担当者＞ 平井 (Shiho_Hirai@jetro.go.jp)、ナタリー (Heiyee_Kong@jetro.go.jp)

(4) その他

①提出物の引換、変更又は取消をすることができない。また、一旦受領した書類は返却しない。

②提出物に関し日本貿易振興機構より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

3. 質問受付

- (1) 質問の受付方法：E-mail（メールアドレスは上記2.（3）参照）
- (2) 質問の受付期間：2025年7月10日（木）から2025年7月16日（水）まで
- (3) 質問の回答方法：E-mail（仕様書を交付した者全員に回答する）
- (4) 質問の回答期限：2025年7月17日（木）15時00分

4. 本入札に係る資料および資料入手方法

(1) 資料一式

- ① 公募要領（本資料）
- ② 仕様書
- ③ 提案書作成要領
- ④ 評価基準書
- ⑤ 評価表および評価項目一覧
- ⑥ 様式1：入札書および入札明細
- ⑦ 様式2：提案書フォーム
- ⑧ 様式3：頁番号入り評価項目一覧
- ⑨ 契約書（案）

(2) 資料交付方法等

希望者に対し、上記4.（1）の資料一式を本公告の日から E-mail で交付する。上記2.（3）宛に E-mail にて申し込むこと。E-mail の件名は、「【仕様書交付希望】（台湾における対日投資案件発掘業務）」とする。

5. 採択

- (1) 仕様書の「応募資格」および仕様書の要件を満たす応募者を対象に、提出された提案書および提示金額に基づいて評価を行い、その結果を基に採択する。
- (2) 採択結果については採否のみをメールにて応募者に通知する（2025年7月中下旬（予定））。なお、審査の経過、結果に関する問い合わせには応じられない。

6. 契約形態

ジェトロ香港事務所と採択された者との間で、業務契約書を締結する。

7. 個人情報の取り扱い

本企画競争による採択過程で知り得た応募者の個人情報は、応募者選定および契約締結のために使用する。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契

約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

(1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

(1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

(2) 当機構との間の取引高

(3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

(4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

(1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

(2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上